

平成 29 年度

第 2 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 29 年 12 月 5 日(火) 午後 2 時 56 分から午後 5 時 1 分まで

場 所：太子町役場議会棟 1 階 全員協議会室

太子町総務部企画政策課

平成 29 年度第 2 回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 29 年 12 月 5 日(火)
場 所 太子町役場議会棟 1 階 全員協議会室
開 会 午後 2 時 56 分
閉 会 午後 5 時 01 分

2. 報告事項

都市再生整備計画事後評価について
自治基本条例の制定について
太子町表彰条例施行規則に係る表彰基準の見直しについて

3. 委員の出席者

出席委員：井口 宏幸、鳥井 文博、熊谷 直行、
三浦 淳子（教育委員会）、玉田 光（農業委員会）
久保田 文章（自治会）、地丸 勇（商工会）
瀧北 りえ（男女共同参画プラン策定委員会）、
小田 久美子（公募）、岡本 武志（公募）

4. 町出席者

町長 服部 千秋
事務局及び説明員
経済建設部長 八幡 充治
まちづくり課長 森川 勝
副課長 重末 泰三
副課長 三木 隆史
企画政策課長 森田 好紀
副課長 池田 誠
主任主査 八木 智晴

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開 会

2. 町長あいさつ

服部町長 皆さんこんにちは。寒気日ごと厳しくなってきましたけれども、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、平成 29 年度第 2 回まちづくり審議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。平素は行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。一昨日ですが、龍田小学校を中心とした龍田地区内におきまして、太子町防災訓練を実施いたしました。今年度は 9 月の台風 18 号により町内でも床上浸水が 3 件、床下浸水が 85 件という、大きな被害が発生したところです。町といたしましても、関係機関と連携・協力しながら、これまで以上に災害の備えに万全を期するよう取り組んで参る所存ですが、実際に災害が起こってしまったとき、私たち行政の力だけでは災害に立ち向かうのが困難であるのも現実でございます。一昨日の防災訓練では、自主防災組織による発災対応訓練、応急救護訓練、災害時要援護者を守るための福祉避難所の設置運営訓練など、住民の皆さん主体の実践的な訓練を実施いたしました。自分の身は自分で守る、そして地域の皆様で助け合っていただく自助共助の体制づくりを目指して地域の防災力強化に引き続き取り組んで参りますので、委員の皆さんにおかれましてもそれぞれのお立場で災害に強いまちづくりにご支援いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。さて、本日の協議事項は、「都市再生整備計画事後評価」と「太子町自治基本条例」に関する報告をさせていただき予定としております。詳細な内容につきましては、後ほど事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが私のあいさつとさせていただきます。

3. 会長あいさつ

森田課長 続きまして、鳥井会長からご挨拶をいただきたいと思います。

鳥井会長 会長を務めさせていただいています、鳥井文博でございます。本日の会議の議長を務めさせていただきます。本日の会議内容は、報告「都市再生整備計画事後評価について」「自治基本条例の制定について」の 2 点でございます。ただ今の出席委員は 10 名です。定足数に達していることを申し添えます。

4. 議事録署名委員の指名

鳥井会長 最初に会議録署名委員の指名をいたします。まちづくり審議会規則の第 4 条第 2 項の規定に基づきまして、私のほうから指名いたします。

議事録署名委員には、玉田光委員と地丸勇委員の両氏を指名いたします。お2人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。

5. 報告

①都市再生整備計画事後評価について

鳥井会長 それでは、会議に入りたいと思います。まず、都市再生整備計画事後評価についての報告をまちづくり課よりお願いいたします。

八幡部長 早速ですが、都市再生整備計画事後評価について説明申し上げます。この都市再生整備計画事業というのは聞き慣れない名前で、資料を見られても非常に分かりづらいと思います。そして、何を審議するのかということもあると思います。今回の流れにつきましては、まず都市再生整備計画事業の概要について説明させていただき、今回の一番大きなポイントは、都市再生整備計画事業の評価の手法が適切かどうかを主な審議内容でございます。それから、今後のまちづくりについてということで、都市再生整備計画事業をやってきて、それを継続的にやっていかないと、せっかくやった事業というのがハードでやっただけで終わってしまうので、それをどのように継続的なまちづくりにつなげていくのかということを審議させていただきます。委員さんの意見をまとめたものを国に提出し、我々がやっていることの裏づけをいただくことと、こういうふうにしていったらいいんではないかという進言をいただくことが今日の目的となっています。それでは説明に入らせていただきます。

まず、都市再生整備計画事業というのは、国が所管する事業でございます。目的を最初に設定し、その目的のために町がどういうふうな事業をしようか、ハード事業やソフト事業を組み合わせながら、一つの目標達成に向けた事業に色々なメニューを入れていきます。まず、事前に評価をして目標設定をします。実際に5年間事業がありますが、その事業がちゃんとできたかという評価をします。評価をして、改善していったり、継続的に発展させていったりしていこうと。今まで役所の仕事はつくりっぱなしみたいなことを言われてきましたが、そうではなくて、事前に目標を立ててからつくって、後で良い所、悪い所のチェックをして、それを次に生かしていこうというのが、今の国や行政の進め方です。

まず、今回の都市再生整備計画というのは、大きな目標といたしまして、まちづくりの課題として、斑鳩地区を中心に歴史的な資源は沢山あるんです。それから、近隣商業地域として、斑鳩の宿として古く開かれた商業施設があったわけですが、その中心市街地の形成が段々薄れてきています。人口密度は一定の密度はあるのですが、歴史的な香りがするものがなくなってきました。それから文化会館、それから斑鳩寺を中心とした斑鳩寺周辺。それから、ここに新しくできた地域交流施設のある庁舎施設。そういったものをうまくネットワークでつないでいくことが大事であるということが課題としてありました。それから、どうやって本町の魅力を発信し

ていくか。商工会を通じて色々観光PRをやっていたいただいています、どうやって発信していくかということがあります。それから、防災面から、前の庁舎も含めて、斑鳩周辺というのはオープンスペースが少なく、防災面からもそういうようなものがもっと必要ではないかということがありました。そういうことで、まちづくりの目標として、斑鳩寺を中心とした歴史拠点と、文化拠点、交流拠点の連携による「和のまち太子」の都市拠点づくりということで、目標設定をして、25年前にできたふるさと文化村と、斑鳩寺周辺の歴史拠点と、ここの地域交流拠点をつないでいこうというのが、事業の始まりでございます。それから、3つの目標を立てまして、次の事業に進んでいきました。それから、指標といいまして、まず目標設定をして、どういう指標で物を見ていくのかということのを、最初に国土交通省と色々話をしながら進めたものがあります。

まず、指標1、歩行者ネットワークの満足度を挙げました。歩く人が安全であるとか、楽しいとか、歩く人が増えたとか、そういったネットワークの満足度になり、従前が5点中2.33点だったのが3.10点に上がりました。それから、指標2、特産品直売所の箇所数ということで、特産品の直売所の数を増やして行って、賑わいのあるまちをつかっていこうということですので。これは和らぎ広場を1つ増やしてもらいました。そういうふうに、地域の物産をできるだけPRして、野菜とかだけではなく、色々な物をそこで売りますが、売ることが目標ではなくて、そこに人が集まってきて交流が生まれるということが大きな目標で、箇所数は1箇所から3箇所に上がりました。

それから、指標3、主要公共施設の耐震化率です。古い庁舎であったり、中央公民館であったり、斑鳩公民館であったり、中心市街地にある公共施設の耐震化が進んでなかったんですが、中央公民館は解体して減築しました。旧庁舎ももうすぐ解体し、減築します。斑鳩公民館に関しては、耐震補強しました。それをすることによって事業前と比べて、44%の耐震化率が、75%まで上がりました。

どのように都市再生整備をやってきたかということ、エリア設定をしている所が、中心市街地の斑鳩の歴史的景観形成地区を基本としながら、文化会館の区域を入れたり、新しくつくりました庁舎を含めた地域交流ゾーンを増やしたり、この区域内をこの事業の設定区域としています。この区域内において、方針1、「歩行者ネットワークのあるまち」、方針2、「賑わいのあるまち」、方針3、「防災まちづくりによる安心・安全なまち」を実現していこうと整備方針を立てて国の採択を受けました。それについては、「広場内の情報板」、庁舎内にLEDの表示板をつくっています。それから交流広場という庁舎の中庭広場、それから、地域の防災施設、地域交流センター、コミュニティ歩道、町道鳩旧国道線、こういったものが基幹事業といいまして、大きな整備計画の中で中心となるメニューを立ち上げています。それから、地域生活基盤施設の路上案内板ということで、今朝の読売新聞に掲載されましたように、斑鳩地区まちづくり協議会と共同でつくった案内板になります。それから、地域創造支援事業ということで、中央公民館の解体事業であったり、斑鳩公民館の耐震改修事業であったり、そう

いったものは提案事業というものになっています。

こういったように、基幹になる事業と、それに関連したような事業に分かれています。

次に、事業成果としまして、まず1つは、町道鵜旧国道線がありまして、200メートルほど延長があるのですが、この区間を歩行者ネットワークの1つとして、道路幅員を、歩道も含めて約10.25メートル拡幅しまして、東芝周辺を回遊できるような空間をつくろうと整備を行いました。これが基幹事業の道路の部分になります。

次に基幹事業の地域生活基盤施設としまして、交流広場ということで役場庁舎の中庭広場、それから地域防災施設ということで備蓄倉庫、それから庁舎の大屋根を一時避難場所にしてはいますが、これについて国の採択を受けて交付金をもらっています。ここに関しては、中庭の交流広場の用地費、整備費、それももらっています。

次に、基幹事業の地域生活基盤施設ということで、情報板をこの区域内に張り巡らせて、人が回遊できるところをつくってほしい。これがあることで、人が歩くのではないのですが、町への愛着であったり、誇りであったり、思い出であったり、そういった歴史的な空気の香りがするものを1つでも後世に残そうということで、100年ぐらいは十分もつような物をつくっています。あと、広場内情報板ということで2箇所、LED表示板をつくって、町のJアラートの表示であったり、町の情報をお知らせすることにより、人がここを通るときに見て、回遊するようなことができます。

次に、基幹事業の高質空間形成施設と、高次都市施設の2つのカテゴリがあるのですが、1つは通常の歩道ではなくて、コミュニティ歩道ということで、レンガ敷きにして美装化をします。これが交付金対象になります。それから、高次都市施設ということで、地域交流センターの施設全体が交付金対象となります。これも、元々既設の歩道があったんですが、レンガ敷きに美装化しました。

次に、提案事業の地域創造支援事業ということで、斑鳩公民館改修事業なんですけど、ここは借地に建っておりまして、恒久的には考えないといけないのですが、避難場所にもなっていることから当面は耐震性を確保して住民の皆さんの安全を担保しました。あと、中央公民館の解体移転事業というのは、町の単費でやらないといけないのですが、全体の目標に合致するので、本来は補助金が付かないのですが、美装化も含めて地域創造支援事業の採択を受けて交付金をいただいています。かなりのテクニックを使って色々なメニューを立ち上げています。

次の事後評価手続きにかかる審議については、重末が説明させていただきます。

重末副課長 これからは、事後評価手続きにかかる審議について説明させていただきます。今お持ちの資料1の27ページの赤で囲んでいる部分について、皆さんにご審議いただきます。資料2の事後評価シートは、最後から1つ前のページになります。これから説明いたします該当の審議事項について、特に注意してお聞きいただければと思います。

それでは、事後評価の実施方法について説明します。事後評価を行うにあたり、最初の取組みは、方法書の作成になります。事後評価シートの添付様式 8 にあります、審議事項の 1 つ目にあたり「方法書」は、事後評価の計画にあたりまして、各行程の実施や内容等を様式に合わせて記載するものです。この方法書によって、事後評価を進めていくこととなります。事後評価方法書につきましては、資料 4 としてお配りしています。

次に、審議事項の 2 つ目にある「成果の目標にあたる目標の達成度」について説明します。指標の評価値に対する目標達成度を「○」「△」「×」で評価することになっています。「○」は見てもらったとおり、評価が目標値を上回った場合、「△」は評価値が目標値に達していないものの、近年の動向により改善している認められる場合です。「×」は、評価値が目標値に達しておらず、かつ近年の傾向よりも改善が見られない場合です。こちらの指標 1 の歩行者ネットワークの満足度については、住民アンケートをとりまして、その中で歩行者や自転車にとっての道路の安全性について、5 段階評価による回答の平均値を計測しています。歩行者関連の整備を行ったことで、歩行者ネットワークの充実が実現し、満足度の向上が図られましたが、目標値 3.10 に対して評価値が 2.86 となり、若干下回る結果となりました。また、アンケート調査で、整備前に比べて歩行者ネットワークの安全性等が良くなったと答えた割合が 64.9%、悪くなったと答えた割合が 6.5%ありまして、整備に伴う満足度の向上については、着実に発現していると考えられますので、目標値達成度は「△」にさせていただきました。

ここで、審議事項の 4 つ目にある「効果発現要因の整理」を行う際の指標の評価方法について簡単に説明します。評価の基準としまして、それぞれ項目ごとに判明する項目について、上のピンクの所に書いてある指標改善への貢献度、緑色の所に書いてある目標未達成への影響度をそれぞれ 4 段階で示しています。また、指標達成の要因を分類の I から IV に分けまして、事業の効果発現要因について細分に分析できるようになっています。

指標 1 につきまして、目標未達成への影響度を左の一覧のように整理しています。詳細は資料 2 の事後評価シート、添付様式 4-③を参照してください。この指標 1 の要因の分類は、先ほどの分類 I で、右に書いてありますように所見としては、歩行者ネットワークは着実に充実し、満足度の向上が図られたのですが、若干目標値に達しなかったとしています。これの改善の方針として、交通安全活動の充実や、歩行者空間の維持・向上を図ることにより、満足度の更なる向上を図るとしています。要約いたしますと、ただ整備するだけでなく、整備した状態を今後維持していくために継続的な維持管理や魅力的な活用の推進により満足度の更なる向上を図るということでございます。

続いて、指標 2 の特産品直売所の箇所数についてです。これは、事後評価シートの添付様式 2-①をご覧ください。今回の計画区域の中に、特産品直売所の数を計測しております。事業が始まる前の平成 23 年度については、サンパークの所に 1 箇所だけでしたが、平成 28 年度の目標値 3 箇所に対して、評価値は 3 箇所になっています。場所は和らぎ広場と、庁舎のカフェの横で週 2 回販売しております。下の目標達成度の理由について訂

正があります。指標 2 の地域交流センターおよび和らぎ広場とありますが、交流広場と訂正いただくようお願いします。目標達成度については、計画どおりできましたので「○」としています。

次に、事後評価シートの添付様式 4-②をご覧ください。所見につきましては、特産品直売所の適正確保や、立地ポテンシャル向上が図られたとしています。今後の活用については、特産品販売所の維持・充実と魅力化を図るとしています。

次に、指標 3 の主要公共施設の耐震化率についてです。事後評価シートの添付様式 2-①をご覧ください。先ほど部長より説明がありましたが、区域内の公共施設に対して耐震化率を計測するものです。平成 23 年度の従前値は 44%でした。これに対して平成 28 年度については目標値の 75%に対して評価値 75%で目標を達成しました。従って目標達成度は「○」としています。

次に事後評価シートの添付様式 4-②をご覧ください。所見につきましては、着実に耐震化率の向上が図られた、また、防災基盤の充実も図られたとしています。今後の活用については、更なる耐震化率向上と防災機能の向上を図るとしています。

次に、協議事項の 3 つ目になる実施過程の評価について説明します。事後評価シートの添付様式 3-③をご覧ください。事後評価については、数値指標だけではなくその結果に至るまでの実施過程を検証することになっています。実施過程として、持続的なまちづくり体制の構築状況を記載しています。太子町として斑鳩ふるさとまちづくり協議会の体制づくりを支援してまいりました。体制構築に向けた取組内容は、活動拠点となる「和らぎ広場」や、各種イベントでの特産品などの販売、歴史的景観形成地区及びユニバーサル社会づくり推進地区の指定に向けて研修や視察に積極的に参加をしてきました。今後も継続的な組織活動を支援・実施していきます。

審議事項の 5 つ目となる事後評価の原案公表について説明します。事後評価シートの添付様式 7 をご覧ください。今まで説明してきました成果の評価から、この後説明します今後のまちづくり方策までの内容を、事後評価シート（案）としてまとめまして、平成 29 年 10 月 24 日から 1 ヶ月間、パブリックコメントとして町のホームページや各地区公民館で意見募集を行いました。公表したのは、事後評価シートの添付様式 2-①と 2-②です。意見募集については、まちづくり課への意見書の持参やメールでの受付としています。公表結果ですが、1 名から 7 つの項目について意見書の提出がありました。これらは意見ではなく質問事項であることから、その回答については、評価の公表に合わせて実施しようと思っています。ここまでが、事後評価手続き等にかかる審議の説明になります。評価委員会では、赤で囲んでいる部分について審議していただくことになっています。具体的には、これまで説明してきました項目についてご意見を求めることになっています。それでは、審議の程、よろしくをお願いします。

八幡部長

続きまして、今後のまちづくりについての審議でございますが、今後のま

ちづくりの方策、フォローアップ計画、当該地区のまちづくり経験の次期計画や他地区への活かし方、今後のまちづくりについて審議、こういった内容になっていますが、説明します。

まず、今後のまちづくり方策としまして、歴史的資源と中心市街地内の諸施設とのネットワーク確保が必要であるということに対して、達成されたことは、歩行者空間施設等の整備により歩行者ネットワークが充実し、満足度の向上が図られました。例えば斑鳩のまちづくり協議会の中で、安心・安全に街中を回遊する人が増えると、見守りも兼ねて色々な方が歩かれて非常に安心感があります。総合公園へ斑鳩寺線を使用して歩いておられる方もいますが、地域交流館が午後 10 時まで開いているので、今は役場まで来られてから行く方が増えました。そういったことで、そういった評価が出ました。それから、通学・通園関係で元々狭い歩道であったものが、歩道が広がり充実度が上がったという回答が多くありました。

それから、本町の魅力を情報発信し交流する場が必要ということに関しては、特産品直売所というのが非常に効果があって、元々サンパークでやっていたのが、新たに違うニーズがここに生まれて、地域交流センターも子供からお年寄りまで、特に夕方からは学生さんまで、午後 10 時の閉館まで満室状態になっています。そこで色々な交流が生まれているということが現実にあります。それから、情報案内板の表示によって今までポスターとか掲示物で啓発をしていましたが、動かないものは人間の目というのはあるのも分からないというのがほとんどでしたが、情報が動くとき皆そこに目が向くので、非常に情報が入りやすくなったという意見を沢山いただきました。だから、啓発の掲示板とか垂れ幕というのは一切なくて、全部 LED で掲示する、庁舎内も交流館も全て情報をコンテンツに入れて、定期的に流しており、かなり改善が図られたというふうに思われます。

次に、地域活動面・防災面からのオープンスペースの確保と安心して利用できる施設整備が必要ということについては、防災広場で様々な交流にも使っていますし、地域防災施設として 3 階ホールであったり議場であったり屋外の広場であったり、まだ防災拠点として本格的なことはやっていませんが、今回の台風 18 号を見ましても情報伝達も含めて以前よりはかなり改善されたというふうに考えています。

それから、今後のまちづくりの方策につきましては、効果の持続方策ということで、情報発信であったり交流の場の効果的活用ということがあります。特産品の直売所の有効活用であったり、交流イベントの開催とありますが、あすかホール等文化施設のイベントとは別に、子供達が遠足に来たり、交流館で七夕の短冊を書き飾ったりと、色々なことをやっていますが、地域の斑鳩のまちづくり協議会であったり、色々な市民団体等を呼んだイベントをやっていく必要があるなと思っています。

それから、防災施設などの効果的活用というのは、防災活動というのは日頃の使い方というものを熟知していないと中々生かせないので、この敷地内には色々な防災に対する工夫があるんですけども、そういったものをうまく活用して今後体制整備をやっていかないといけないと思っています。

改善策といたしましては、指標を下回った件なのですが、歩行者空間の環境維持・向上の満足度ということで、庁舎周辺に関しては歩行者空間ができていますが、3つの拠点をつないでいく、点を線でつなぐ、面の整備になっていくということを理想としていて、斑鳩地区の連合自治会の方からも、景観に合った参道の整備であったりという要望があって事業がスタートした経緯もございまして、歴史的景観地区内の参道等の整備というのが次の都市再生整備計画事業としてやっていかなければいけないというのは当初から頭にありました。そして交通安全活動や、まちあるきイベント等を継続してやっていく必要があると思っています。歩行者空間についても、子供からお年寄りまで安心して歩いて、斑鳩地区の細い路地も含めた歩行者空間を十分に活用して歴史的な町の資源を活かしていく、斑鳩寺の庫裏の修復に5年かかりますので、それに合わせて何かやっていくべきかなど、内部では検討しています。

それから、フォローアップ計画というのは特にございません。

次に、斑鳩の中心地区だけのことではなく、特に斑鳩のまちづくり協議会にはソフト事業も含めてかなり協力していただいたのですが、こういったことが、他の地域にどんどん出ていって、他の地域でも地域間交流であったり、まちづくりの活動が活発になって、自分たちの地域のことは自分たちで考えようという協働の精神が進んで、参画に至るような方向へ持っていきたい、自立したまちづくりに持っていかれたらと思っています。そういう意味では、ハード事業とソフト事業が両輪でうまくいかないと、箱物をつくる、道路の整備をする、公園をつくる、つくったが、後は誰も管理してくれないということではなくて、つくるときからワークショップなどで住民の意見を聞いたり、後の運営も含めて話をしていくことが非常に大事なかなと思います。

次期計画・他地区への活かし方ということで、満足度は、整備事業以外の要因も影響する可能性があるため、ソフト事業も含めた総合的な施策対応が必要であるとまとめさせていただいています。特に、景観形成ワークショップにより、充実した住民参加が実現できたことがうまくいった点であると思っています。

それから、3つ、数値目標の設定をしています。厳しく言うところこんな目標なんかすぐできるやんと思うかもしれませんが、当初国との話し合いの中で、非常に難易度の高い目標設定をしてしまって結局実現できなかったという自治体が結構多くて、やはり目標設定というのは実現しやすい内容に設定していくべきだと指導を受けて、割と分かりやすい目標に設定しました。

今後のまちづくりについてというのは、先ほど重末が説明しました事後評価手続きにかかる審議、この手続きが適正かどうか。もう1つは、今後のまちづくりについてどういうふうに考えるべきかという審議、この2つになっています。

今後のスケジュールですが、本日の評価委員会において事後評価シートのとりまとめをいたしまして、12月に評価結果を報告、平成30年1月に結果の最終公表を予定しています。

- 鳥井会長 　　ただ今、詳細にご報告いただきましたが、ご質問、ご意見はございますか。
- 森川課長 　　すみません。できましたら、34 ページの青い部分や、27 ページの赤色で囲っている部分、小さくて申し訳ないのですが、それぞれの項目についてご意見をいただければと思います。
- 八幡部長 　　補足させていただきます。添付様式 8 の都市再生整備計画事業事後評価委員会の審議という様式があるんですが、まず、事後評価手続き等にかかる審議といいますのが、方法書というもので、説明をさせていただいたのが、こういう方法で評価しました、例えばアンケートによって評価し、指標も、例えば交通ネットワークの満足度、耐震化率、それから特産品直売所の数を増やすといった方法書によって、事後評価が適切に実施されているかということについて、委員会のご意見をお聞きしたいです。
- 次の、成果の評価というところについては、達成できているところもありますし、道路ネットワークについては達成できていないと説明いたしました。今後、庁舎周辺の道路環境が良くなったが、他の地域もつながっていないと効果がないと思います。そういったものの成果の評価の意見をいただきたいと思います。
- それから、実施過程の評価というのは、どういうふうに事業をやってきたのか、例えば斑鳩のまちづくり協議会とワークショップを重ねた結果、効果・実現に寄与しているとか、そういった実施過程の評価に対して意見をいただきたいと思います。あとは、その他のところで、何でも結構ですので意見を言っていただけたらと思います。
- 今後のまちづくりについての審議につきましては、先ほど言いましたように、今回整備したものがこれで終わりではなくて、どうやって継続的なまちづくりに繋いでいったらいいのかといったところについてご意見をいただけたらと思います。
- フォローアップというのは、これまでやってきたことに対してどういうふうに公表していくとかということに関して意見をお願いします。
- 最後に、今後のまちづくり方策が妥当かどうかを委員会に確認します。以上です。
- 久保田委員 　　例えば 18 ページの歩行者ネットワークの満足度について、従前値・目標値・評価値が書かれていますが、この数値はどういった方から、何人程度の意見を聞いて出したものでしょうか。
- 重末副課長 　　従前値につきましては、平成 21 年度の都市計画マスタープランのアンケートの 1 つの項目になります。その時に 2,000 人からアンケートを行っております。評価値の数字は、今年 8 月に 1,000 人に対してアンケート調査を行い、目標値より少し少ない数値が出ました。
- 久保田委員 　　都市計画マスタープランのときにアンケートを出された人と同じ人に再

度アンケートを出したんですか。それともランダムでしょうか。

重末副課長 都市計画マスタープランの時も、今回もランダムで行っています。

玉田委員 今、まちづくりについて色々説明を受けましたが、評価としては、非常に美しいまちづくりがこの近辺はできましたが、今後のフォローと引継ぎについて、整備した場所から延長するような取り組みを今後やっていただきたいと思います。例えば太子山公園まで整備を延長するとか、そういった取り組みをお願いしたいと思います。

井口委員 玉田委員と同じような内容になりますが、今回の都市再生整備計画はいわゆる歴史的な文化遺産である斑鳩寺、そして新しくできた庁舎ということも含めて都市再生整備計画がなされたと思います。今後他の地域で都市再生整備計画を進めていく考えがあるとするれば、特性というのが他の地域では中々出しにくい面があります。そうすると、都市再生整備計画に基づく事業というのは中々難しい。斑鳩地区についてはやりやすかったと思います。今後どう考えていけばいいかということについてお願いします。

八幡部長 貴重なご意見ありがとうございます。まず、斑鳩地区は歴史的な拠点があります。それから、景観形成地区の指定に取り組んだという実績がありました。ソフト事業ができあがっているわけです。そこへ、庁舎建設と交流施設を抱き合わせることができたので、目標設定がしやすかったという点があります。そして、1つのキャッチフレーズも挙げやすかったということがあります。この都市再生整備計画というのは、国の直轄採択となるため非常に難しく、役場内部で言うと、まちづくり課が中心となりこの事業計画を立てるのですが、事業の実施は教育委員会の公民館であったり担当部課が違うのを1つに集めないといけません。姫路市やたつの市は専属の部署をつくり都市再生整備計画を立て事業を実施しています。太子町でも、普通であれば補助金が交付されないものでも、目標設定がうまく整えば補助金が交付されるというのが利点であります。網干駅前で行っている土地区画整理事業であったりも対象になりますし、色々な可能性があります。けれども、今言えることは、地域の協議会が立ち上がってまちづくりが動いていることが、国の採択の1つの基準で、つくるのはいいが、フォローアップはできるのかということを非常に言われています。ですので、町としてはそこに力を入れていきたいと思っています。今、補助金自体が複雑化してきて、複合的な補助金になりつつあります。だから、頭を使わないと補助金が取れないので、地域と一緒に連携して行ってやっていけば、新しいことがどんどんできるかなと思います。財源の問題があるので簡単には言えませんが、方策としてはそういう方策が10年、20年スパンで出てくるとは思いますが、やはり一番大事なのは地域のまちづくり活動が活発になるということが一番大事かなと思っています。

玉田委員 指標2の特産品直売所の箇所数なんですけど、直売する品物をもう少し研究

してほしいです。今遊休農地が沢山余っています。それらを利用した農作物をもっと推進して、農業委員会とも連携してやっていただいたら、もっと特産品も増えるのではないかなと思います。そこら辺を研究していただきたいと思います。

八幡部長 貴重なご意見、ありがとうございます。先日JAさんが大きな大会を文化会館で開催されそこへ行かせていただきました。そこで優良作物の表彰をされていましたが、立派な作物をつくられている方を見て、特産品をつくることも大事ですが、良いものを付加価値を付けて売るのも非常に大事だなと改めて思いました。自然薯をつくられている方がいたり、農業部局に知らなかったことも沢山あり、改めて驚かされました。今の太子ふれあい市の参加者をもっと増やしてやっていけたらと思います。和らぎ広場も独自でやられていますが、そこもタイアップしてできたらいいなと思います。

玉田委員 今太田や石海地区で、山椒をつくっていますが、ブンセンと提携して商品を出すとかを考えていただけたらと思います。

八幡部長 広坂で大きなんにくをつくっていて好評です。営農組合を立ち上げようかと言われている所は、結構力を入れてやりかけてはいます。太子加工合同会社がふるさとパックといってイチジクジャムと味噌と味噌ふりかけをセットにして販売しましたら、とても好評でした。そういったものをうまくPRしていかないといけないと思います。

玉田委員 PRの仕方ですが、こういう会議でお土産として出すとか、宣伝方法は色々あると思います。私が言っているのは、生産のほうをもっと取り組んでいただけたらと思います。

熊谷委員 特産品の直売所はどこにあるのか教えていただけますか。

重末副課長 1つ目がサンパークの福本精肉店のところ。2つ目が斑鳩寺の前の和らぎ広場、3つ目が庁舎になります。

久保田委員 平成28年度までの事後評価ですよ。ね。「はい」の声あり）これから新しく何かされるわけですか。そうすると、平成28年度までの残っている事業、例えば斑鳩寺線とか。そういうものの計画は次やられた上での事後評価になるのですか。全線考えた上で何%できているのかを事後評価するのでは変わってきます。計画してやるつもりで予算が付きそうなものだけを計画にあげて、100%できています、ただ、満足度が少し落ちるぐらいな感じ。だから、本当にこういったものの事後評価というのは、5ヵ年計画を立てたものに対して、どのくらいの評価なのか。それとももう少し大きく長くするのがいいのか。事後評価には3年というふうに徐々にやっていくのがいいのか、その辺はどうなのか。これは国から言われたやり方だと

思いますけど。

八幡部長 都市再生整備計画は、5年単位の評価になっていまして、5年間で目標設定して、5年間で終わります。ただ、新規採択が非常に難しくなっています。昔は道路事業だけでもこじつけて、ネットワークという目的だけで補助金採択ができていましたが、今は道路事業だけでは駄目です。ただ、太子町の場合は、斑鳩地区が歴史的景観形成地区で1期計画でやっているのので、1回の評価で終わりますが、参道整備などは次期の計画に延ばしているのので、それは次期計画で1つの同じ目標設定で作直して国の採択を受けていくようになります。

久保田委員 例えば、斑鳩寺を中心にとというようなことを書かれていますので、あそこに観光客を呼び込んで、色々な特産品が売れるような店をつくってやってみると。売る人はボランティアでもいいと思います。そういうふうな形であれば国も採択されやすいのではと思います。ですから、そういった形のものをつくって行って、具体的に立ち上げはありますから、それをお借りするなりしてそれを指標とか課題に変えて、特産品や観光客の入込など、色々なことを考えていただきたいと思います。

八幡部長 我々が考えているのは、まちの課題がないと計画できないので、これから、空き家対策とか少子化とかで色々な課題があがってくるので、空き家をどう活用していくかというのが大きなテーマです。斑鳩はどちらかというと密集市街地の所があるので、安心安全のために細い道をどう整備していくかというのがあります。道路事情では、新しい都市計画道路には補助金が付きますが、生活道路のようなところは一切国の補助金は出ません。どこの自治体も本音は道を全部綺麗にしたいが補助金が出ないので、都市再生整備計画を利用したいと考えています。ただ、色々な目標設定を立てるときに、まちの課題をうまく組み合わせる大きなテーマをつくって、事業採択を受けることになるので、今言われたような意見が非常に貴重です。

瀧北委員 歩行者ネットワークに関する事で、皆さん意見を言われていて思い出したのですが、今回の整備計画の中で斑鳩寺ですとか稗田神社ですとかといった歴史的なお寺や神社は、整備計画の中心になると思うのですが、7,8年前に膝の靭帯を切りまして一時車椅子だったことがあるんです。ちょうど年末年始を跨いでいましたので、初詣に車椅子で行ったのですが、斑鳩寺の正面から入ったときに、後ろから主人が押してくれていたのですが、ガタガタで、ジェットコースターかなと思うぐらいすごかったんです。中に入ってもそういう状態で、次に稗田神社にも行ったんですが、数段の階段を上りまして参拝するのに、健康な人では分からないような苦労がありました。歩道の美装化は素晴らしいことだと思います。レンガ化という話もありましたが、弱者の立場に立つと、これからどんどん高齢者の方も増えますし、健康な方ばかりではなく車椅子の方や松葉杖の方もおられます。そういった面も考慮して、歴史的な建物を整備していけば、もっと人も集

まると思います。新しい建物はバリアフリーを考えられて最初からフラットにつくられています、古い建物は歴史的な建物であるためそういった面の整備がまだまだ進んでいないので、その辺を考慮していただければと思います。

八幡部長 言われるとおりで、ユニバーサル社会づくりの推進地区になっていまして、バリアフリーマップもつくり、どこが危険箇所かというのも全て周知しているんですが、県道も含めてできるところから順次バリアフリー化を進めています。神社・仏閣に関しても、例えば姫路城であれば今回の大改修で石段のところに木のスロープをつくったりとバリアフリー対策をしていたり、法隆寺にしても仮設ではありますが木でスロープをつくられていました。そういうことも必要であるということを改めて感じていまして、いつできるかということは別にして、課題として非常に貴重なご意見ですので、努力していきたいと思っております。

熊谷委員 少し外れて、今後のまちづくりについて少し触れてもいいですか。道路整備で1つの例を挙げますが、斑鳩寺線は途中で止まってしまっています。以前から計画はあるのですが、これは今後どのように進められて、いつ頃どのようになっていくのか、計画は進められているのでしょうか。それと、旧庁舎の利用とか、中央公民館の跡地はどうか、環境センターについては進められていますか。これらについてどのように進められているか分かれば教えてください。

八幡部長 今回の審議事項とは若干ずれるんですが、簡単に説明します。斑鳩寺線と林田川線というのは、都市計画道路として必須道路で早期で計画したのですが、特に斑鳩寺線については立ち退きの方が非常に多くて、概算工事費も相当な金額が出ています。この庁舎の区域と龍田地区とをつなぐパイプとしては非常に重要な道路で早期にやれたらやりたいと思っています。林田川線についても、毎朝通勤の通り抜けとして使われ非常に危険な状態です。それも早期の整備を実現しないといけないと思っています。それについては、両方とも都市計画変更というものが必要になりまして、今現在の状況では中々できなくて、幅員構成も変わってきます。そういった手続きの準備に入るところでございます。事業実施がいつからというのは、今この場では公表ができません。ただ、都市計画決定に向けた地元調整には入っていく準備をしています。

それから、旧環境センターについては、元々総合公園の事業として交付金をいただいてやる予定でしたが、国の財源不足により、公園事業で環境センターを潰すことは駄目と、急に方針転換しまして、今解体に関しては頓挫していますが、旧厚労省の補助金がまた復活しているということなので、それを活用できないかを担当部局で鋭意努力しているところです。

跡地については、備蓄倉庫であったり、ちょっとした野外活動ができる場所であったり、駐車場であったりといった多目的に活用できるような計画を立てています。

旧庁舎についても、既に解体工事の発注をしまして、年明けぐらいから解体工事に入ります。ただ、当面は更地にして、例えば斑鳩寺の夏会式や冬会式のときの駐車場にしたりと、そこに何か持ってくるのではなく、南庁舎だけを残して、教育委員会が今管理して活用していますのでそれを継続でやりたいと考えています。

中央公民館の跡地については、都市再生整備計画事業を活用して解体し整備しています。跡地は公園という形にし、ギャラリーだけを残して、陶芸は総合公園へ施設を移転するようにしてまして、跡地はあくまでも子どもが遊べるような広場として活用する予定としています。

熊谷委員 斑鳩寺線については今言われた説明のとおりだと思いますが、あの計画上におられる方は、いつになったら…要するにいつか立ち退きになるという不安もあるようです。

八幡部長 確かに、言われているとおり、都市計画決定を打った以上は、その家の上に線が引かれているので、建築の制限もありますし、財産権の侵害だということで最高裁の判例もあります。今は、地主さんから求められたら用地買収に応じないといけないところまで来ています。都市計画決定の効力は大きいのでそこは今検討中です。ただ、地元の方からの要望もあちこちからあがっていますので、ルートを早く決めたいと思っています。また、地元の機運と協力が得られるのか。いざやろうとしたら、反対で用地を売らないとかいうことになると、事業が頓挫してしまいます。だから、今から地元に入って合意形成を十分とってから都市計画変更をして、事業着手したいなと思っています。

鳥井会長 他に何かございますか。

(「なし」の声あり)

鳥井会長 なければ、これで報告を終わります。

②自治基本条例の制定について

鳥井会長 引き続きまして、自治基本条例の制定についてを議題とします。事務局より説明願います。

池田副課長 私のほうからは、先だって夏に開催しました審議会で、自治基本条例の内容について一度説明をさせていただいたのですが、その後、自治会長さんや町民の方々にお集まりいただき、まちづくりの集いを開かせていただきました。そこで、前回の審議会で説明しました内容と同じ説明をさせていただきます。色々なご意見を賜っています。そのご意見についてご報告させていただきますとともに、前回のお話を具体化したような、これから条例の素案をつくるにあたって、目指す姿というものを少し説明いたします。

まず、太子町自治基本条例の制定についてという資料をご覧ください。先ほど、まちづくりの集いを開かせていただいたと説明しましたが、具体的に申しますと、本年8月に4小学校区を5回に分けて開催しました。自治会長をはじめ、自治会の役員の方々、住民の方々に広くお集まりいただきました。その中で、前回の審議会と同じように、これから参画と協働のまちづくりをしていく中で、3つ大事なものがある、情報共有と町政の計画を立てる段階から皆さんに参加をしていただく参画、実際にまちづくりに取り組むときに必要になる協働というものについて説明させていただきました。その中でいただいたご意見というのが、今ご覧いただいている資料の1枚目でございます。主にいただいた意見なんです、資料の上のほうにそもそも何のためにこの条例を制定するのかといったご意見がありました。これにつきましては、今まで参画と協働のまちづくりについて住民の方から色々なご意見をいただいたり、まちづくりの集いという形で会議を開いたり、そういったことをさせていただいたのですが、別にいままでどおりの取り組みでいいんじゃないかというご意見がありました。

2つ目ですが、上の意見と関連するかも分からないのですが、条例だけではなくて具体的にどうするのか、具体的な仕組みづくりのほうが大事なのではないのかといったご意見もありました。

次に、3つ目と4つ目ですが、住民意見の募集とタイトルを付けています。行政のほうに意見を言う機会・場というのがよく分からないというご意見をいただきました。例えば上から3つ目は、若い子育て世代の親御さんからいただきました。自治会長であるとか農業委員の方だったりとか、議員さんですとか、役職の方でしたら町職員と顔見知りになっていてどこに意見を言ったらいいのか分かりませんが、若い世代はどこへ意見を言ったらいいのか分からないというお話と、上から4つ目の、条例も大事かもしれないが、そもそも、制限を設けずに、広く住民の方から意見を聞く場をつくれればいいのではないかという意見もございました。あと、先ほど情報共有という言葉を上上げたのですが、我々が持っている情報を皆様にお伝えする中で、特に広報について、情報発信の仕方というか伝え方が面白くない、行政が伝えたいお知らせ的な事ばかりになっている、もう少し我々が本当に知りたい情報を出していただきたいといった、厳しいご意見をいただいたところでした。

一番最後なんです、これは具体的なご意見なんです、ある自治会に公園があります。その公園は自治会の方も使用されます。でも、自治会以外の方、例えば中学生であったり高校生の部活であったり、色々な方が使用されます。でも、その維持管理というのを主に自治会の方が担われています。自治会だけで担うことについて、それがいかなるものかという意見が自治会の中から出ています。そういった場合にどうしたらいいのか、そういった問題にも自治基本条例が対応できるのかといった意見をいただきました。出された意見のポイントを一番下に書かせていただいています、まとめるとこのような形になるかと思えます。まずは、条例も大事かもしれないが、具体的な参画の仕組みを組み立てることが大事ではないか。あと意見を提案する場、我々が広報することも大事です、皆様方からの意

見を伺う場をもっと充実させることも必要ではないか、もう1つ、一番最後の公園のところに出てきたのですが、自治会の方と行政、あるいは住民の方同士、自治会の方とそこを使用しているPTAなど別の団体であったり、地域というのは色々な立場の方が存在して成り立っています。そういった方々同士の意見をすり合わせていくような場というのが必要なのではというご意見をいただきました。それに対する、まちづくりの集いでの回答は、町这个回答ということで右側に載せています。一番上の条例制定の目的については、確かに条例ができるだけで、それで何か解決するわけではない、その条例を梃子にして、具体的に参画と協働のまちづくりを進めていきたい。仕組みづくりについては、今はまちづくりの集いですとか、まちづくりレターといいまして、各公共施設に聖徳太子のポストを置いて、そこへ手紙を入れていただくようなものがあるんですが、そういったまちづくりレターやまちづくりの集いといった今まであるものに加えて、例えば地域の中で自治会長とかPTAとか色々な立場の方が集まって地域の課題を考えていただく、あるいは取り組んでいただく地域づくり協議会というものをつくってはどうかというご提案もさせていただきました。住民の意見の募集につきましても、充実させていく、タウンミーティングについても、自治基本条例の目指す姿の1つであるというお話をさせていただきました。このように色々なご意見が出てまいりまして、それを持ち帰り役場内部でまちづくりの集いの後に意見の整理をさせていただきました。その中で、現在の自治基本条例の制定の作業の段階で申しますと、まだ素案をつくる段階には至っておりません。これから素案をつくっていくにあたり、どのような条例を制定することによって、どのような町の姿を目指すのかということをも2枚目以降でまとめています。

7月の審議会のときでは、情報共有と参画と協働という言葉を使い、トライアングルをつくっていたんですが、もう少し具体的に、「ともに知る」「ともに考える」「ともに取り組む」という形、これがキーワードになってくるのかなと考えています。言葉だけで申しますと、抽象的というか具体的ではないのですが、具体的にどういうことかと言いますと、まず、「ともに知る」ということは情報共有という言葉で表していたんですが、ともに知る、すなわち行政が持っている情報を皆様にご覧いただくことも大事ですし、我々が地域の中で地域の皆様方がお持ちの課題であったり、思いであったり、お知恵であったり、そういったものを教えていただく、双方向で情報を知り合うことが「ともに知る」ということになるかと思えます。その中で、先ほど広報の話をしました。我々が持っている情報等を細やかに情報発信していく、具体的な方法としては、ページの下の方に書いているんですが、広報やホームページの充実というのは今までずっと申し上げていることですが、説明会というような形ではなく、小グループでお互い意見を出し合ってもらいたいような、一緒に考えるようなワークショップという形であったり、ソーシャルネットワークと書いているんですが、今、町ではフェイスブックと書いてスマホとかパソコンで情報を流すようなものもあります。あと、ラインとかそういったものを使っている自治体もあります。そういったインターネットというものから一歩踏み込んだソー

シャルネットワークというものを使って、早く広がりやすい情報の発信の仕方を考えていくのと、その下の広聴活動の充実というところが、先ほどのまちづくりの集いでいただいたご意見の住民の意見を言う場が分からないというお話に対する答えの1つになるかと思えます。まちづくりの集いという形ですとか、こういった今日の審議会の間でもお越しいただいています。これも住民の皆様から意見をいただく場なんですけど、それに加えて例えばタウンミーティングという形で広く沢山の住民の方に集まっていたり、あるいは、行政はアンケートを取らせていただくことがあります。10年に1回、総合計画という大きな計画をつくる時は、全世帯アンケートを前回させていただきました。そういったアンケートを取っていただくのがあるがたいといったご意見もいただいております。アンケートというものも含めた皆様の意見を伺う場の充実を考えていかなければいけないと考えています。

次に、「ともに考える」ですが、参画という言葉で申し上げていますが、みんなで知恵を出し合い、話し合い、ともに取り組む方法を考えていくということだと書いています。では、具体的にどういうふうに参画をしていくのか、具体的な仕組みをつくってほしいというご意見があったのですが、具体的な仕組みがどういったものになるかというのは、2ページ目の最後のほうから、3ページ目に少し挙げさせていただいていますが、ともに考えるという段階でも、例えば皆様と一緒に勉強する出前講座というものをやっています。町職員が出向いて、行政の課題であったり、まちづくりのことであったり、あるいは健康づくりであったりとかスポーツであったりとかそういった話もあるんですけど、出前講座であるとか、意見交換、こういった審議会やワークショップもそうですし、地域づくり協議会のことを先ほど申し上げたのですが、例えば太田小学校区という場で、自治会の方々とPTAの方々と、あるいは、安全・安心という点で考えれば、消防団の方々に入っていただいたり、色々な方々が1つの地域を軸にして集まり、話し合っていたり、あるいは何かに取り組んでいただく、そういった地域づくり協議会というものが、例えば佐用町では既に実現されています。これはあくまで1つの案として、皆様方にお諮りしながらこれから具体化できるものであれば進めていくものでありますが、地域づくり協議会をつくっていくような具体的な方向性を見据えた条例というものを考えていかなければならないと考えているところです。

最後に、「ともに取り組む」としまして、課題解決に向けて、お互いに持っている力を生かし、協力すると書いていますが、2行目に書いております住民の皆さんと議会・行政は上下の関係ではなく行政が持っている仕事を代わりに住民の方にしていただくということではなく、住民の方々にしていただくことによって、その効果がより大きくなる、そういった観点からともに取り組むという形を進めていきたいと考えています。協働という言葉はすごく広い言葉なんですけど、取り組み方としては、例えば全町クリーン作戦ですとか、河川清掃というのは、住民の皆様と行政と一緒に取り組んでいくものでございますし、住民の皆様が主体的に取り組まれることに対して、我々が何らかの支援をさせていただくような、そういった形もあ

るのではないかなと考えています。これが、素案作成の前段階としての目指す姿として、現段階で整理しているものなのですが、これが実際に条例という形の作業を終えたときに、どのような文書になるのかということが、お配りした資料のもう1種類になります。姫路市、佐用町、奈良県斑鳩町がつくられている実際の条例の文書になります。最終的にこの条例をつくる時は、今説明をさせていただいた理念、具体的なあり方のゴール地点を見据えながら、これを文章として明文化していく、そういった作業にこれから入っていこうと考えています。

先ほど、ともに知る、ともに考える、ともに取り組むの3つについて申し上げました。ともに知るというのが、この条文の中でどこで謳われるのかと言いますと、今お持ちの資料の左側に番号を付けています。その番号の21番をご覧ください。情報の共有という欄があると思います。姫路市さんの文章を朗読させていただきます。「市は、参画と協働を推進するため、市政に関する情報を住民等に積極的に提供するよう努めるものとする。なお、当該情報の提供にあたっては、正確かつ迅速に、分かりやすく行うとともに、子どもに対しては、市政に関心を抱くよう配慮するものとする。2 市及び住民等は、まちづくりに関する情報の交換を図り、その共有に努めるものとする。」とございます。前半の部分では、行政が持っている情報を皆様に積極的に提供することを謳っているのと、もう1つ、住民の皆様がお持ちの情報についても我々と共有をさせていただき、そのことに努めるという形で記されています。これが、情報共有という形を文章化した形の1つになります。

ともに考える、ともに取り組むについてですが、番号で言うと6番、7番になります。タイトルが、住民の権利、住民の責務（役割）というところです。今度は佐用町さんの文章を読みます。住民の権利として、第4条「町民等は、まちづくりのための主体的な活動を自由に行う権利を有する。2 町民等は、町民等同士や町と協働したまちづくりのため、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。」次に7番の住民の責務（役割）になりますと、同じく第4条「3 町民等は、まちづくりに関心を持ち、積極的に参画、協働するよう努めるものとする。4 町民等は、お互いを尊重し合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりにおいて互いの意見及び行動を尊重し合うものとする。5 町民等は、参画又は協働しないことによって不利益な取扱いを受けない。」というふうにまとめられています。まず、住民の方の責務・役割としまして、積極的に参画・協働していただきたい、努めるという表現になっていますが、参画と協働に努めていただくことを理念として掲げる形を佐用町さんにとられています。その一方、住民の方は参加する権利も持っているんだと。我々行政にとっては、住民の方にも参加していただいてまちづくりを進めなければいけないんだという言い換えになるかと思います。住民の方々はそういった役割をお持ちですし、かつ権利もお持ちだと、佐用町さんは整理をされています。今ご覧いただいている資料は、非常にページ数が多くて、今申し上げた事以外にも色々な事が決められています。議会議員の役割ですとか、行政の役割であったり、災害があったときにどうすればいいのか、財政運営

は健全に努めなければならないとか、色々なことが決められているんですが、ともに知る、ともに考える、ともに取り組むというところを、肝として押さえて条例の運営をこれから検討していきたいと考えています。今後のスケジュールですが、自治基本条例の制定についてという資料の3枚目の一番最後に付けさせていただいています。これからなんですが、庁内の職員何人かでプロジェクトチームを組織し素案をつくります。素案作成後に、住民の方にそれをご提案するという形の流れで進めさせていただく予定をしています。その際には、まちづくり審議会の委員の皆様にお諮りする形になろうかと思えます。その節はよろしくお願いたします。以上でございます。

鳥井会長 何か質問・ご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

久保田委員 行政側としては、条例ができることによって何かメリットはあるのですか。

森田課長 今回の条例制定につきましては、皆さんに意識を持ってもらうところに重要性があると思えます。それを基に、住民と議会と行政が一体になってやっていくんだというような意識を深めるという効果があると思えます。

久保田委員 住民にそれを望むわけですね。この条例ができることによって罰則とかは考えておられますか。（「いいえ。」の声あり）姫路市のを読むと、皆が参画しないといけないようにも読み取れます。参画しなかった場合何か罰則があるように思えます。条例とは少し違いますが、例えば、自治会があります。自治会の中に自治会員でない人も沢山いるわけです。自治会の中ではそういうことは仕方ないのでしょうか。条例の場合、自治会等に参画しない場合罰則を与えるとかそういうことまで考えていくのでしょうか。自治基本条例の場合、罰則規定はつくられるのでしょうか。

森田課長 先ほど説明しました佐用町さんの条例の条文の中にも、参画または協働しないことによって不利益な取扱いを受けないと書いてあります。実際に、プロジェクトチームの中で、そこら辺の内容は検討させていただくのですが、参画しないことによって不利益をこうむらないということが前提にはあるというふうには考えています。それも含めて素案作成の段階で検討させていただきます。

地丸委員 この3市町の例規が出ていますが、施行がどこも3~4年前です。これは3~4年前に何か国から指針が出て条例制定する流れになったのでしょうか。

池田副課長 今回、姫路市、佐用町、奈良県斑鳩町を挙げたのは、まずは播磨地域であること、それから奈良県斑鳩町は聖徳太子ゆかりの地で友好都市提携を結んでいて縁があるということで選ばせていただきました。制定が偶然平成25年度前後になるのですが、自治基本条例自体はかなり古くて、平成14、5

年ぐらいから先進的な自治体はつくり始めて、平成 21 年ぐらいからかなり数が増えてきたように思います。平成 25 年が特にピークというわけではなく、実際には平成 21 年ぐらいから全国的に広がってきたといった動きでございます。

地丸委員 ちなみに兵庫県下で条例をつくられている自治体はどの程度なんでしょうか。

森田課長 平成 29 年 3 月 27 日現在で、全国で 365 の市町村が制定済みです。兵庫県下では 15 市町が制定されています。中・西播磨地域でしたら、宍粟市、相生市、佐用町、福崎町、姫路市が制定しています。

久保田委員 県下では何割にあたりますか。

森田課長 30%弱ぐらいだと思います。

玉田委員 条例制定は国の指導ですか。

池田副課長 指導という形ではないです。

玉田委員 今度の条例制定にあたっては、太子町としてはぜひとも条例を制定して、住民の意識付けを図りたいということですか。

池田副課長 はい、そうです。

井口委員 住民の意識付けとなると、方法を色々考えないと住民の大半が中々理解ができないんじゃないかと思います。

久保田委員 条例だけでできて、住民が理解できなかつたら何もならないと思います。実際には住民の責務とか、そういう所しか読まないだろうと思います。行政のやることは当たり前だという感じですし、自分たちでどこまで積極的に動かれるか。集まってくださいといっても、動員をかけなければ集まらない。何かをやるときに、もし集まらなければ罰則があるんだったら出てくるかもしれませんが、ないなら今と一緒じゃないかと思います。条例があっても構いませんが。

森田課長 確かにおっしゃるように、住民の方に理解していただくことが本当に重要になると思います。条例ができたからといって皆さんがそのようにできるかということとそんな事はないと思います。まず各地域の課題とか困りごと等の情報収集をしたいという気持ちもありまして、こちらからの情報提供もしたいと。町の姿勢を示すということも 1 つですし、住民の方に色々考え方をお聞きするというのも進めていきたいというのがあります。ですから、そういう中で住民の方からご意見をいただく、その中で住民の方が

色々と参加していただけるようなことを、まちづくりの集い等でもお願いしながら説明をさせていただきながらやっていきたいということで、今回の条例制定を頑張りたいと思っています。

久保田委員 今の話ですが、今はある程度自治会がまとめているわけです。今度は個々に行けということでしょうか。

森田課長 そうではありません。もし自治会だけで解決できる部分は自治会で動いていただくのは可能だと思います。もし自治会でやれないことは、各種団体と一緒に形成した組織によって考えていくというような、課題によって変更していくことになると思います。

久保田委員 これを制定することによって自治会を飛び越えていけることになるのかなと思います。個々に要望ができるんじゃないかなと思います。

鳥井会長 色々とご意見があろうかと思いますが、素案をつくってもらわないと分からないですね。確認が取れるような話にはならないのかなと思います。だいぶ時間が過ぎましたが、特にご意見がある方はいらっしゃいますか。

井口委員 いつ頃までに制定しようと考えておられますか。

森田課長 これからプロジェクトチームをつくりまして、内部的な協議が必要になります。来年度になってしまうのは仕方ないのかなと思っていますし、できるだけ住民の方々のご意見をお伺いする機会を設けたいと思っていますので、日程についてはできるだけいつとは決めない形で進めていけたらいいかなと考えています。

鳥井会長 他にありませんか。（「なし」の声あり）それでは、特にご意見がないようですので次にいきたいと思っています。

③太子町表彰条例施行規則に係る表彰基準の見直しについて

鳥井会長 引き続きまして、太子町表彰条例施行規則に係る表彰基準の見直しについて、事務局より報告があります。事務局、よろしくお願いします。

森田課長 表彰条例につきましては、町政の振興に寄与され、町民の模範と認められた行為があった方に対して、表彰させていただいております。審議会のほうからもご意見をいただきましたように、自治会長の在任期間が近年短くなっておりまして、社会功労賞の対象となる方が平成 21 年以降いらっしゃいません。そういう状況も鑑みまして内部検討をさせていただいた結果をご報告させていただきます。

まず、1 番の現行の規定のところですが、県の連合自治会長表彰が 5 年の在職期間によって表彰状が贈呈されるようになります。次の兵庫県自治表

彰につきましては、10年という形です。そういう中で、太子町の社会功労賞につきましては15年と、期間が長いのが現状です。

次の2番は後にしまして、3番のところですが、社会功労賞を受賞された方の実績を掲示させていただいております。平成21年度に18年間自治会長をされた方が1名おられました、それ以降は受賞された方がおられないのが現状です。今まで何年ぐらい自治会長さんが続けられたかというのが、4番のところになります、1年、2年の方がほぼ大多数ではありますが、8年、9年、10年とされて辞められた方の人数になっています。見ていただきましたら、8年が38人、9年が13人、10年が19人という形で、この表を見る限りでは10年、12年というのが1つの妥当な線なのかなということで考えていたところであります。

次のページですが、他団体の状況を調査したものになります。たつの市さんでは12年以上在職した者、相生市さんは非公開であります、10年以上連合自治会長をされた方とか、状況によって基準年数が前後するという事を言われています。それから、赤穂市さんも12年以上、宍粟市さんも10年以上、佐用町、上郡町さんについては期間を短くして感謝状を贈呈されています。それから播磨町さんも12年以上ということで、町としましては10年、12年というところで方向付けさせていただきましたが、表彰条例の施行規則を見ますと、その中には、町議会議員の職にあっては12年以上という形、また、民生・児童委員の職にあっては15年以上、その他教育委員会委員の方には16年以上、農業委員会の委員の職にあっては15年以上という形で、自治会長の在職年数だけで諮れるものではないかなということもございまして、自治会長さんの状況についてはこのような形で報告させていただきまして、その他民生委員さんとか農業委員さん、教育委員会の委員さん等の部分も含めて、関係する所属を含めて再度検討させていただくということで、今回報告させていただきました。以上です。

鳥井会長 何かご意見はございませんか。

熊谷委員 質問ですが、例えば10年にしろ12年にしろ改正した場合、対象の方で既に辞められている方まで遡って表彰はされるのですか。

森田課長 平成30年3月の時点で、自治会長さんで1番長い方で10年なんです。ですから、もし12年と決まったときは2年後に表彰になり、今のところ対象者はいません。

熊谷委員 いずれにしても、決まったらそれ以降の話ですね。

森田課長 そうです。

鳥井会長 1つよろしいでしょうか。現職を続けている間は、基準となる期間が来ても表彰はありません。自治会長として在職中に亡くなった場合の規定はあ

りませんね。例えば、石海地区に冨岡さんといわれる方がいましたが、自治会長在職中に亡くなられたんです。家族に対しても、地域の者に対してもお礼の意味も含めて出すべきではないのかなと思うんです。

森田課長 今言われましたように、町に貢献していただいたという事実がございますので、表彰条例の検討の中で今おっしゃられた件につきましても協議させていただきたいと思います。

岡本委員 農業委員や教育委員会の委員など、年数が決められているものについては、全てを見直すということでしょうか。

森田課長 担当課ごとにまず今の状況を確認するということが重要であると思います。その中で、どうしてもバランスが必要な部分がありますので、そこもお互いに意見を交わしながら 1 つの案をつくっていきたいというふうに思っています。その中で、また皆様方にお諮りさせていただくことが必要かと思っています。

鳥井会長 ここにも書いてありますが、自治会長は 10 年経ったら知事から表彰がもらえます。太子町の 15 年ってやっぱり長すぎだと思います。そういう意味では見直していただかないといけないと思います。資料にもありますが自治会長の社会功労賞の年数を決めようというわけではないんですよね。

森田課長 はい。こういう状況であるというのを説明させていただきました。また、案を提出させていただきたいと思っています。

岡本委員 年数の問題ですが、自治会長については昔と違って受けられる年齢が、少なくとも定年を過ぎてからということになります。だから、やはり 10 年ぐらいを目途に考えられたほうが、妥当じゃないかと思っています。

森田課長 まだまだ、定年されてからもお元気にお仕事をされている方もおられますので、どうしても自治会長をされてから長くというふうにはいかないケースもございます。10 年という意見も含めて検討させていただきます。

鳥井会長 他にありますか。（「なし」の声あり）特にないようですから、議事を終了し会議を閉会したいと思いますですがよろしいでしょうか。

鳥井会長 事務局から連絡事項がありましたら、よろしく申し上げます。

八木主任主査 失礼いたします。本日はお疲れ様でした。本日の会議に出席していただきました報酬につきましては、以前提出していただいております振込口座指定書で指定していただいております口座へ振り込まさせていただきます。報酬額や振込日については、また、後日通知させていただきますので、ご確認の程よろしく申し上げます。

6. 閉会

鳥井会長 本日は慎重なるご意見をいただき、ありがとうございました。今後も円滑な審議会運営にご協力いただくことをお願いします。それではこれをもって、平成 29 年度第 2 回まちづくり審議会を閉会いたします。

森田課長 鳥井会長、どうもありがとうございました。委員の皆様のおかげをもちまして、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。長時間にわたりご協議いただきましてありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第 4 条に基づきここに署名する。

平成 30 年 1 月 18 日

署名委員

玉田 光 
地丸 勇 